

「管理に係る重要事項調査報告書」作成についてのご案内

平素は弊社事業にご理解と協力を頂戴し、誠にありがとうございます。

弊社管理マンションについての「管理に係る重要事項調査報告書」作成にあたりましては、大変お手数ですが、下記の要領にてご依頼いただきますようお願い申し上げます。

◆発行の流れ

- ① 管理に係る重要事項調査報告書 作成依頼書・媒介契約書を弊社へ FAX
 - ・ 検査済証等の資料は条件によりお渡しできない物件もございますので予めご了承ください。
- ② 弊社から請求書を FAX
 - ・ 依頼書を基に請求書を作成し、送付いたしますので依頼に誤りがないかお確かめください。
- ③ 手数料のお振込み
 - ・ 請求書に記載の金額をご確認いただき、請求書に記載の振込先へお振込みをお願いします。
 - ・ お振込みの際には、貴社名及び担当者様氏名を必ず入れてください。
 - ・ 振込手数料は貴社でご負担をお願いします。
 - ・ 領収証の発行はいたしません。銀行の振込票をもって領収証と代えさせていただきますのでご了承ください。
- ④ ご入金確認後に作成
 - ・ ご入金順に作成させていただきます。作成には5営業日程度（年末年始、夏期休暇を除く）いただきます。
 - ・ お渡しはレターパック若しくは弊社での直接のお引渡しとなります。
 - ・ レターパックにて郵送をご希望の場合は別途送料が必要となりますので、依頼書に希望の有無をご記入ください。（※2023年10月1日以降発送分より550円（税込み）に変更となります）
 - ・ 郵送先は依頼書に記載されたご住所に限ります。

新栄総合管理株式会社（受付時間 平日9:00～17:00）

【福岡本社】 TEL : 092-762-5222 FAX : 092-762-5545

【熊本支店】 TEL : 096-386-5601 FAX : 096-386-5603

管理に係る重要事項調査報告書 作成依頼書

【承諾事項】

当社は下記調査対象となるマンションの所有者から承諾を得た上で、宅地建物取引業法に基づき対象となるマンションの取引に係る重要事項について、必要費用を添えて新栄総合管理㈱に調査を依頼します。なお、知り得た情報の取扱いについては当社が一切の責任を負います。

また、調査対象となるマンションの管理規約の写し（以下「本規約」という）を新栄総合管理㈱から受領する場合は、次の記 1 から 4 の事項を承諾します。

記

- 1.本規約の一部について、総会の議決により変更されている場合があること。
- 2.本規約の定めと生活実態とでは差異が生じている場合があること。
- 3.本規約及びその内容を調査対象の売買当事者以外へは提供しないこと。
- 4.万が一、本規約の定めにより損害が生じた場合であっても、新栄総合管理㈱は一切の責任を負わないこと。

以上

調査依頼日	年	月	日	免許番号	()第 号
会社名				担当者	
住所 (郵送先)	〒 _____				
TEL				FAX	
対象物件名				住戸番号	
所有者					

依頼事項（必要な事項に✓をお願いします） ※価格は税込み

<input type="checkbox"/>	管理に係る重要事項調査報告書				5,500 円
<input type="checkbox"/>	管理規約コピー	3,300 円	<input type="checkbox"/>	パンフレット	3,300 円
<input type="checkbox"/>	議案書コピー（1期分）	3,300 円	<input type="checkbox"/>	議事録コピー（1期分）	1,100 円
<input type="checkbox"/>	長期修繕計画書	3,300 円	<input type="checkbox"/>	定期検査報告書（EV）	3,300 円
<input type="checkbox"/>	検査済証	1,100 円	<input type="checkbox"/>	確認済証	1,100 円

書類の受取方法 ※必ず✓をお願いします

<input type="checkbox"/>	郵送希望 郵送料	550 円	<input type="checkbox"/>	弊社へ引取
--------------------------	----------	-------	--------------------------	-------

※弊社様式以外の書類の作成は行いませんのでご了承ください。

※領収証の発行はいたしません。

※お申し込み後の返金につきましてはいたしかねます。お振込み前に今一度請求書に記載の金額をお確かめください。